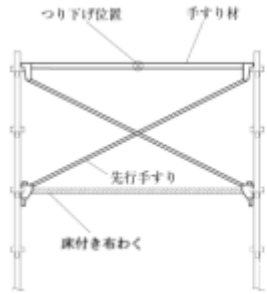



別表2 くさび緊結式足場用先行手すりの性能

1 くさび緊結式足場用先行手すりは、それぞれ次の表の左欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、それぞれ同表の右欄に掲げる強度等を有するものとする。

試 験 方 法	強 度 等
<p>(水平移動量及び強度試験)</p> <p>次の図に示すように、先行手すりを試験用ジグに取り付け、手すり材の中央部に重りをつり下げることにより水平力を加え、重り 30kg のときにおける水平移動量を測定し、重り 100kg のときにおける先行手すりの強度を確認する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>正面図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>側面図</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">水平移動量及び強度試験の例</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 水平移動量が 100 mm 以下であること。 2 強度：水平移動量が 45cm 以下で、かつ、重りを 30 秒間保持できること。

(落下阻止性能試験)

(1) 前踏み側への落下試験

次の図に示すように、試験用ジグ(注1)に先行手すりを取り付け、その先行手すりの手すり材の所定の位置(注2)にフルハーネス型墜落制止用器具のランヤードジグ(注3)のフックを掛け、ランヤードジグの他端に取り付けた100kgの重すい(注4)を建地(試験用ジグの支柱)の中心から80cmの位置に所定の高さ(注5)から落下させ、落下阻止の有無等を調べる。

注1: 試験用ジグの作業床に相当する部分の幅は、50cmとする。

ただし、緊結部付床付き布わくが専用部材となる場合はこの限りではない。なお、作業床は手すり側に寄せて設置し、衝撃等による横ずれを防止する措置を施す。

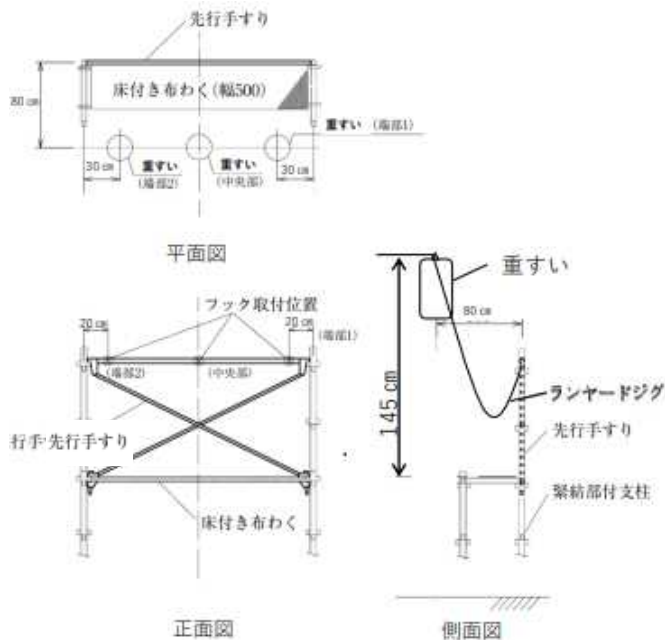
注2: 所定の位置とは、中央部及び端部(支柱材の中心から20cmの位置)とする。なお、端部の試験は、先行手すりが左右非対称の構造のものにあつては、左右2ヶ所(端部1及び端部2)についてそれぞれ実施するものとする。

注3: ランヤードジグは、第1種のショックアブソーバを用いた長さ1.7mの100kg用のものを使用する。

注4: 100kgの重すいとは、質量が 100 ± 1 kgの円筒形(直径30cm、全長70cm)の鋼製の重すいとする。

注5: 所定の高さとは、ランヤードジグ(1.7 \pm 0.03m)の重すいへの取付点の位置が作業床の上面から145cm上方とする。

重すいの落下を阻止でき、かつ、重すいの下端の作業床からの垂下量が3.75m以下であること。

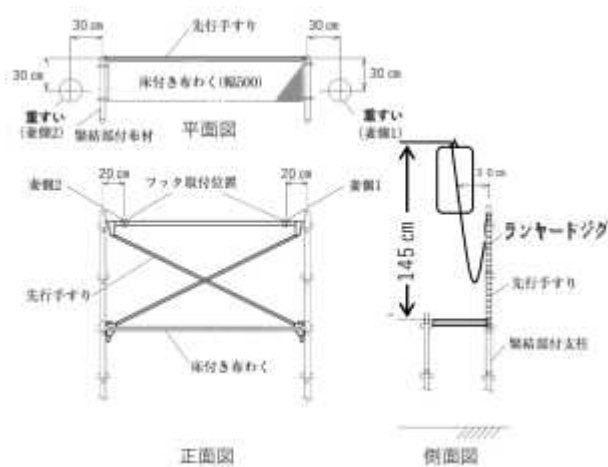


落下阻止性能試験の例

(2) つま側への落下試験

次の図に示すように、試験用ジグに先行手すりを取り付け、その先行手すりの手すり材の端部（支柱材の中心から 20 cm の位置）にフルハーネス型墜落制止用器具のランヤードジグ（（1）の注 3 と同じ。）のフックを掛け、ランヤードジグの他端に取り付けた 100kg の重すい（（1）の注 4 と同じ。）を建地（試験用ジグの支柱）の中心から 30 cm の位置に所定の高さ（（1）の注 5 と同じ。）から落下させ、落下阻止の有無等を調べる。なお、つま側への落下試験は、先行手すりが左右非対称の構造のものにあつては、左右 2 ヶ所（つま側 1 及びつま側 2）についてそれぞれ実施するものとする。

重すいの落下を阻止でき、かつ、重すいの下端の作業床からの垂下量が 3.75m 以下であること。



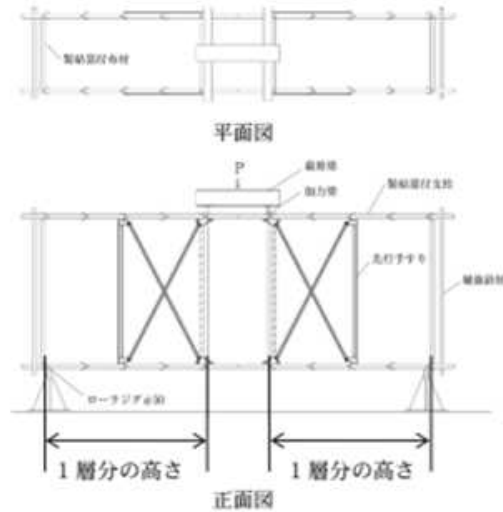
落下阻止性能試験の例

(水平抵抗力試験)

緊結部付支柱、緊結部付布材及び先行手すりを用いて次の図に示すように組立て、試験機に取り付け、中央部に鉛直荷重を掛け荷重の最大値を測定する。

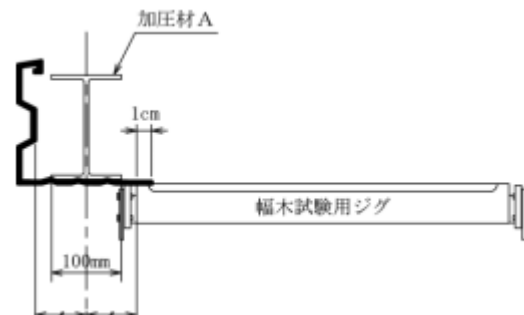
なお、1層分の鉛直たわみ量が以下の計算式で算出した値に達した場合、その荷重を破壊荷重とする。

$$1 \text{ 層分の高さ (mm)} \times 0.05$$



荷重の最大値が 12.0kN 以上、平均値が 13.0kN 以上であること。

2 水平部を有する幅木を備えるもののうち、水平部の幅が 110 mm以上のものについては前項の規定によるほか、次の表の左欄に掲げる試験方法による試験を行った場合に、同表の右欄に掲げる強度を有するものであること。

試 験 方 法		強 度
<p>(水平部のたわみ試験)</p> <p>次の図に示すように、水平部を試験ジグに 1 cm重ねた状態で試験機に取り付け、加圧材 A を重なりを除く水平部の中心に置き、鉛直荷重を掛け、荷重が次表に掲げる数値[W]のときにおける水平部のみの鉛直たわみ量を測定する。</p> <p>なお、鉛直たわみ量は初期荷重 0.05kN を掛けた状態から測定するものとする。</p>		鉛直たわみ量が 10mm 以下であること。
		
水平部の幅	W	
150mm 未満	0.6kN	
150mm 以上	0.8kN	